

平成 30 年度 第 2 回南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会議録

日時：平成 31 年 2 月 13 日（水）午後 2 時～4 時

場所：南丹市役所 4 号庁舎 2 階 会議室

出席者：(委員) 廣野委員長、田中副委員長、廣瀬委員、柿迫委員、
寺尾委員、杉本委員、植野委員、視淵委員、南委員、
松本委員、谷委員、吉田委員、山田委員

(事務局)

榎本福祉事務所長、高齢福祉課 西村課長、川勝、
竹野、長野、人見、保健医療課 疋田参事、
(包括：本多、栗原)

1. 開会

事務局：只今から南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催する。委員の皆様にはお忙しいところ、ご出席を賜りお礼申し上げます。尚、本日の会議に森委員、四方委員、出野委員から欠席の連絡があったので、報告させていただきます。

それでは、初めに廣野委員長よりご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いする。よろしく申し上げます。

2. 挨拶

委員長：立春も過ぎ、春一番を待つ季節となった。インフルエンザの勢いもまだまだ衰えていない。各位におかれてはご出席を賜り、心よりお礼を申し上げます。本日は、高齢者福祉計画介護保険事業計画策定委員会ということで、今年の春から計画が実施されているが、前回の委員会の中で、委員より計画の進捗管理をするようにと意見が出ていたこともあり、事務局から、この時期に策定委員会を開き、計画の進捗状況について報告すると申し出があった。要綱にも、この策定委員会は、介護保険事業計画の進捗状況に関することに対し、所掌すると記載されている。計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善の PDCA サイクルを確立し、管理すると明記されている。策定委員会を通じて本計画の実施状況、進捗状況を点検・評価し、より効果的な事業の実施方法を検討することになる。当委員会において、各委員の所属のお立場や職種の専門性から、ご意見、ご指導等を賜り、修正・改善につなげていけたらと考える。本日は限られた時間ではあるが、多くの意見を賜り、有意義な委員会となるようお願い申し上げます。

協議・報告事項

委員長：それでは議事に入る。資料 1 から 3 までを一括して、事務局より報告をいただき、その後に質疑応答とさせていただきます。

事務局

- ・南丹市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の進捗状況について 資料 1
- ・地域包括支援センター「保健師に準ずる者」の資格要件について 資料 2
- ・生活支援体制整備事業について 資料 3

事務局より説明。

質疑・意見等

委員長 : 資料2については、この委員会で承認をするということか。

事務局 : 保健師に準ずる者については、平成31年度より要件として追加されると聞いている。公衆衛生業務を1年以上有する者とされているが、公衆衛生業務経験が具体的に何かという国の方からは示されておらず、各市町の方で定め、このような委員会で確認してもらうよう国から通知があった。平成31年度も包括支援センターの委託を引き続き社協へお世話になる予定で、保健師に準ずる者は誰なのか明確にしておく必要がある。現時点での事務局の考えとして、今までどおり、地域包括ケアに関わっていること、地域包括支援センターや在宅ケアに携わっていることが公衆衛生業務経験とみなし、現状維持で行くことをこの場でお伝えする。この委員会でご確認をいただきたい。

委員長 : 人材確保をしやすくするということか。幅を持たせるということではよかったか。

事務局 : 平たく言うとそういうことになる。現状を変えず、引き続き人材の確保をしていきたいと考える。

委員長 : この場でご承認をいただくことでよろしいか。今までの規程には反しておらず、事務局の方で解釈を加えたということではよかったか。

事務局 : 国が解釈を加えたので、それに対応した。

委員長 : そのことについて、ご質問はあるか。

A委員 : 保健師の確保が難しいので、解釈を加えたということか。もし、保健師がいればその業務に携わることができるということか。好ましくは、保健師がいることが良いということになる。居ないので、経験のある看護師にお願いしているということか。

事務局 : 要件としては、保健師、社会福祉士、主任介護支援員を置くとなっているが、保健師の代わりに看護師を置くことができるとされている。三職種すべてを配置することが難しいために、それぞれの職種に準ずるものとは何かを示されている。保健師を包括支援センターの中に雇用することができれば、準ずるものは関係ないが、保健師の確保が難しいので、こういった方を代わりに配置してもよいということで準ずるもの示されている。

B委員 : 公衆衛生業務の講習を候補者の方に受けておいてもらったらよいので。公衆衛生法の理解をしてもらう必要はないか。

事務局 : 国から条件を示されている訳ではなく、公衆衛生業務を1年以上有するとされているだけ

で、公衆衛生業務とは各市町で判断してくださいということになっている。

B委員 : 手洗いマスターを取得しておくなどの意味合いではないのか。

事務局 : この要件については、看護師に準ずるものとされている方のみにあてはまっている。現状に余計な条件を付するのではなく、今までどおりの要件で進めて行きたいという思いから判断しているところである。

委員長 : この要件の認識でよいのか、みなさんいかがなものか。ご意見がなければ、ご承認いただけたということによろしいか。

意見なし。

委員長 : 資料3については、資料1に対する補足説明ということでよかったか。

事務局 : 資料3は、この計画の中で特に重点的に進めている事業として、現時点でどのようなところまで進んでいるかお示しするために用意した資料である。

委員長 : この3年間で生活支援コーディネーターの配置により事業が進んでいくことを理解するための資料として捉えたらよいか。

事務局 : 当課は高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しているが、その上位計画である地域福祉計画では、子供からお年寄りまでという共生社会への取り組みについて示している。地域包括ケアについては、65歳以上の高齢者のみに特化して進めていたが、地域福祉のコーディネーターとも連動しながら、地域でお互いを支える体制づくりを進めることにより、それぞれの地域が活性し、地域で支える部分は支えて行こうという考えが生まれることを目標に取り組んでいるところである。第2層の協議体の発足式が昨年11月に行われた。今後は、それぞれの地区の特徴にあわせて、第2層の協議体の中で協議いただき、第1層の協議体へ報告いただき、今後の方向性を決めていけるような形にしていきたい。

委員長 : 協議体がつくられた時に色んな団体からも参加されていると思う。ここに居られる関係団体の方も含まれているのでは。

A委員 : 内容は理解できる。包括支援センター、生活支援コーディネーターのこの支援の違いは一般の方に理解できるのか。一番大きな違いは何か。

事務局 : 包括支援センターの方は、業務内容については市からの委託の中で仕様書にも示しており、その支援内容については国からも示されている包括支援センターの業務に準じているところである。生活支援体制整備事業の方の支援については、サービスの提供よりも、それ

以前の生活区域の中で生活していく上での大きな支援として捉えている。

委員長 : 住民の方には分かり辛いところもあるので、丁寧に説明しながら進めていただきたい。
この協議体のメンバーについては、団体の方も入っているがどうか。

事務局 : 協議体のメンバーは地区によって構成が違う。民生委員が必ず入っているとかではない。

B委員 : 国が言う地域マネジメントのことか。第2層の協議体で地域の課題について話をすると
いうことは地域マネジメントに当たるのでは。この課題を集約するのが地域包括支援シ
ステムなのでは、そのためのロードマップを考えているということではなかったか。それら
の課題をあげて2025年問題に向けて協議していくということが、この策定委員会での
大きな目標となるのではないか。

事務局 : 地域包括ケアシステムは医療・介護・予防など、高齢化に対応していくことを目的として
おり、その中で生活支援体制整備については、地域の中で生活していただくためにどのよ
うに体制を整えるのかということで、地域で見守り、支え合う体制をつくることは包括ケ
アシステムの一部と考える。

B委員 : 計画書の31ページ、地域包括ケアの深化と推進では2025年を見据えたことが第7期
の策定の方向性だと記載されている。生活支援体制整備事業において、協議体で話し合い
を進めて行き、その構築がやがて地域包括ケアシステムの深化につながるという流れなの
か。

事務局 : そのとおりである。

B委員 : 計画書の中で介護施設の増床はうたっていない。福祉施設の増床はあるのか。今のキャパ
で2025年が乗り切れるのか。計画書にうたっていないと、ソフト面はこのように進め
ているが、ハード面が整っていないのでは。デイサービスなどそこに通ってもらうため
には施設が不足してくるのではないか。

事務局 : 要介護認定者も増え、サービスを利用される方も今後増えるとは予想される。計画の中で
サービスの見込み量を計算して行き、地域ごとにサービス施設の適切な配置を考慮しなが
ら、誘致や公募などの方法で足りない部分については、現計画でも一部記載はしているが、
次の計画にも盛り込んで行きたいと考える。

B委員 : そういう背景があるので、地域にできるだけ長く留まってもらい、介護に移行しないよう
に地域で支えて行くというのがこの計画の考え方かと思う。総合事業では65歳以上の方
に地域の担い手として地域を支える役割を果たしていただき、お互いに元気に過ごしてい
こうというのが、地域包括ケアシステムとなるのでは。受け皿が少ない中、要支援1、2

とかの方は在宅で、要介護3以上となったら施設で受入れというふうになるかもしれないが、地域で努力し、地域で支え合いながら取組みを進めるということかと考える。

委員長 : 3年ごとに見込み量を算出し修正していく。3年間で評価し、次の計画に反映していくということになる。生活支援体制整備事業というのは、生活圏域にどういったものが必要なのか調べる役割がある。第7期の目標として住民主体で互助の精神を十分強調しながらやっていく。助け合うことにより地域で長く暮らすための取組みを推進していくということである。

事務局 : 介護保険制度が始まってからは、サービスを使う方向になっていたが、国が示すには入院しても退院後は家に帰り、在宅で過ごすことを目標としている。一度、サービス多用の方向に行った流れを、地域で支えながら在宅で過ごす方にもっていくことは難しいかもしれないが、そういうことが求められており、健康寿命を延ばすという目標を持ちながら、そのためには何が 필요한のか、若い世代からの介護予防に結びつく事業の取組みであったり、高齢者福祉計画の中だけでなく、健康増進という観点も求められる。市の高齢者の介護認定率は21パーセントほどあり、介護保険サービスを使わず健康でいられるためにはどのような取組みが必要なのか課題を精査する必要があると考える。

委員長 : 地域包括ケアというのは、地域で支えるケアネットワークであり、地域でいかに支えていくかということが求められている。7期計画の考えとして、高齢者がサービスを受けるだけでなく、それぞれがスキルを活かして助け合う互助の精神をもってやっていかないと成り立たなくなる。7期ではその考えを高め、8期計画につなげるということではよかったか。予防につなげるためには保健医療課がしている健診事業、病気になった場合は医療連携、障害を負えば、介護保険を使つての支えとシステムというより、高齢者を支えるケアネットワークがあり、関係者とどう連携を取っていくかということが重要であると理解している。

B委員 : このようなことを委員として共通認識を持ち、理解をしないといけない。ほとんど策定ができていた状態で前任の委員から引き継いだ。冊子に委員として名前があがっているからには責任がある。全体的な流れとして、市としてこういう方向に向いて行くということをしつかり示してもらいながらやって欲しい。国も介護保険をあてにするな、やってきたけどこのままではパンクするという考えだ。そうならないためにも、地域で支えることが必要という考え方に結び付くかなと思う。

委員長 : 第7期の中でPDCAを行うとしている。今まではこのように進捗状況を報告する機会はなかったが、今回初めて取り組んでもらった。専門職からの意見をいただき、市が点検、評価することにより、毎年これを行うことで次の策定につなげていくということではよかったか。しっかりしたものを作ってもらったので、次回からはやりやすくなったのではないかと思う。

A委員 : この進捗シート全部を協議するのか。絞ってやらないと量が多い。

委員長 : 多いので専門職ごとにその部分にご意見いただけたらと思う。

C委員 : 策定の時も言わせていただいたが、人材不足については深刻である。現場としては危機的状態である。事業計画の中の人材確保という部分でウェートが少ないと思う。事業所がそれぞれやっていけばよいという考えではなく、市としてどう取り組んでいくのかということを示して欲しい。別の京都府の会議でも話したが、市と府の連携はどうなっているのか、就職フェアでも人材が集まらない。南丹保健所管内でも京丹波就職フェアをしていたが、それも無くなった。亀岡市は別の形で医療と福祉を連携したかたちで就職フェアを実施される。南丹市としてもなんらかのアクションを起こしてもらわないと、施設自体を守れない状況が起こっているの、市としての力添えをいただきたい。

委員長 : 人材の確保をするために必死になって欲しいという話であるが、市としてどうなのか。

事務局 : 京都府との連携は十分でないところもある。府主催の福祉就職フェアを実施される場合は、市の広報誌に掲載をしている。京都府と事業所との連携で実施されていることは承知している。ただ、市単独でこのような事業に取り組むことは難しいと考える。しかし、南丹保健所管内で開催できないのか、保健所とも連携しながら、また開催するだけでなく、集客をするためにはどのような手法があるのか、地元の高校とかと連携ができないか等、協議しながら進めたい。

D委員 : 京都府としても人材確保という点で、事業所とも話しをさせていただいた。就職フェアを去年度はガレリアで実施した。来ていただいても、なかなか地元の方が地元で就職というかたちにつながらない。どうしても京都市内とかに流れて行ってしまう。亀岡市では医療サイドと連携して介護も含め就職フェアを実施されており、そのあたりも参考にしていきたい。また若い人に介護職の魅力を知ってもらうことが大切であって、小中学校で子供たちに介護の現場を知ってもらう機会を設けるなど、長期的な目線で考える必要もある。来年度の事業の中で市町さんとも連携をとっていただけたらと考える。

委員長 : 若い人でも地元で就職しても、キャリアを積んだ後に京都市内に転職するパターンも見受けられる。若い人は人相手の仕事は大変だと思う。第三者的にはその辺りのフォローも大切かと感じる。

E委員 : 同じく、うちも人材確保は深刻な問題で、事業所を閉めないといけないのではと考える程危機感を持っている。地域にないと困るものという点では、介護施設は必須と言える。製造業は違うところに移っても支障がないが、介護施設がないと地域の方が困る。来てもらっても、何年か就労して、やはり嫌だといって離職される人が多い。現場としても介護の

魅力を知ってもらうことができなかつたのかと反省することもある。外国人の実習生の問題が話題になっているが、当施設でも受入れを考えているところである。そういう人たち受け入れも含めての運営を考えていくことになる。

委員長 : 離職率が高い。精神的に燃え尽きて、その仕事から離れたいという方が沢山いる。心のケアは施設の方ではどうなっているのか。産業医とかがいてケアしているとは思うが。

A委員 : 人材確保は難しいと思うが、施設側として辞めさせない努力も必要かと。離職する一番の原因について、以前は給与が低いからと言われていたが、今は環境があげられる。ストレスのかかる職場なので、ストレスチェックが義務付けられている。受けるか受けないかは自由であると思うが、人との付き合い方が難しいところで、その点が施設としてバックアップができていないかどうか問題である。

委員長 : 辞めさせない努力というのは大事である。いかに離職させないかということも京都府、南丹市、施設側としても考えて行かなくてはならない。

F委員 : うちも大変厳しいところである。施設の中で労務関係のアンケートをとったら、うちの中では満足度が高いところもみられたが、人が少ないので厳しく、人を増やしてもらわないと良い仕事ができないという意見もあった。離職率は低い状態であるが、職員の高齢化もあり心配な状況ではある。計画には介護職員の初任者研修助成だけしか書いてないが、それ以外にも次期計画には施策を入れてもらえたら嬉しい。ケアマネの育成についても、南丹市では今年4名しか受かっていない。事業所に必要なケアマネが確保できないことになる。その対応についても考えてもらえたらと思う。

委員長 : 障害者の施設については別部署になるが、そういう方の話を聞いていると古い介護職員はポリシーがあつて、若い人は仕事があるから行ってみようかという気持ちで入ってくるので、世代間の考え方の違いも大きい。やはり職員を大事にするということが大切であると思う。

F委員 : 美山に働きに来てくれる人がいない。だから年配の方が頑張ってくれている。でもいつかは65歳くらいになったら離職しないといけない。今、ぎりぎりの状態になってきている。

G委員 : 福祉施設の学校に行かれる方に奨学金を給付して、卒業したら南丹市の施設で働いてもらうという施策とかがあつてもよいのでは。

F委員 : うち法人で奨学金制度を持っている。職員が学びたいときにその制度を活用してもらっているが、利用者は少ない。市とかの大きな規模でそういった取組みをしてもらえたらと思う。

委員長 : 今のところ発展してこのような施策をやっていけるということは事務局としても答えにくいかもしれないが、このような意見もあったということ踏まえておいて欲しい。
前回の委員会で住民主体が支えて行く立場として、老人クラブの方も色々としていく必要がでてくるという意見もいただいたがどうか。

H委員 : 実態はできていない。組織力が弱まった。若い人が入ってこない。昔は60歳くらいから入ってきたが、その年齢を65歳にしても入ってこない。70歳以上の人に勧奨しているが、それでも入ってこない。現会員は病気になったり亡くなったりしてリタイアしていき会員数は減る一方で、新しい者が入ってこないで、徐々に組織力が弱まってきた。そのようなことで地域力も弱まってきている。今までやってきた経験を活かして、地域で頑張れとは言ってきたが、なかなか伝わらない。我々組織としては、介護に至るまでに必死になって、自分の健康づくりをなさいと勧めている。それを課題として講習会を開き、体を使うようなニュースポーツに取り組んでいる。健康であって欲しいということについては、共鳴して参加してもらっている。次に地域のためにボランティア的なことをなさいと言った時には、何をするのかという問題もあるが、公共施設の掃除や草引きなど、年寄りができそうなことをしたらどうかということと、地域で困っている人がいたら手を差し伸べなさいということ言うが、それについては、地元には民生児童委員さんなどもおられ、どの程度かかわりを持ったらいいのか、その強弱が分かりにくい。地域社会で年寄りもかかわっていくようにということに対し、その点の指導をどうすべきか検討できていないので、これかからやっていくべきことと考える。それが出来れば違った福祉社会ができるのではないかなと思う。今日、話があった生活支援体制整備事業は、既に話を聞いていると第二層は出来ているが、基本的には第三層のところをやっていく必要があると思う。そのためには第一層ができてそこを指導助言し、リーダー的役割を果たさないと動かない。そこを31年度は重点的にやって欲しい。

委員長 : 施設とは違っての人材不足についてであったが、やれることはやって行きたいということをお話いただいた。

事務局 : 老人クラブの方では、新しい取組みとして、公式ワナゲを今年度から取り入れていただいている。市の大会も行われた。ただ、新しい会員が入ってこないということで、役員についても次世代の担い手がない。老人クラブの会員が地元では高齢者の方の先頭に立ち、引っ張ってもらっている。次の後継者につないでいただき、単位老人クラブが休止とならないように、高齢福祉課が事務局を担っていますが、お手伝いできる部分には携わりながら、自主的な活動組織としての発展に陰ながら尽力できればと考える。

委員長 : 各種団体があるが、どこまでしたらいいのかという線引きはどの辺になるのか。一貫性はあるのか。生活支援コーディネーターがする役割としてつなげていくことになるのか。

事務局 : 最終的にはつながることが目的ではある。生活支援コーディネーターが地域に入り、いろ

んなところで、様々な団体と話をしながら、つながる役割を果たしているところである。それぞれの団体が担う役割というものを集約しながら、協議体の中で話し合いをし、コーディネートしていくことが求められており、第二層協議体が立ち上がったことでその部分が進んでいくと考えている。

H委員 : 行政が前に出て、そのあたりを捌いてもらう必要がある。各団体に任せておいてもその色があるので福祉が目指している方向へ引っ張って行ってもらわないといけない。

G委員 : 今、老人クラブに入ってくる人がいないということをお聞きしたが、立場上どのように思われているのか。

H委員 : 役をするのが嫌だということが、入る前から言われている。入った途端に若い者に押し付けられると感じている。また、入って何のメリットがあるのかと言いかたをされる。この二つが大きい。団体に入って縛られるのは嫌、自分の好きなことをしたいというのが本音のようである。

I委員 : 我々の組織も若い人が入ってこない。会員は減っていくばかりである。身体障害者の手帳も沢山交付されており、事務局も勧めてもらっているが、現実には会に入ってくる人がおらず、組織が弱体化しており、頭の痛い悩みである。

委員長 : 団体そのものが弱体化していることについて、第7期の中でも行政の方で取り組んでもらう必要があるのでは。

J委員 : 社協の方から出ている。以前は施設職員であったので、人材確保については、もう辞めたいとギブアップして退職する人もいる。職員を呼んで話をしたこともある。福祉の楽しさや苦しさ、生きがいみたいなことを学ぶ必要がある。またそのための時間を取ることが必要だと感じた。顔を見たら、言葉をお互いにかわすことが大事で、本人が何を思っているのか知るためにも話す機会を増やすことは大事だと思った。障害者施設の間人なので、高齢者福祉のことはまだよくわからないが、高齢者福祉は難しいと思う。美山地域の者であるが、地域が元気でなければ、いくら組織を作っても上までつながって行かない。神楽坂を超えたら、美山地域は草がきれいに刈ってあると言われるが、自分達の集落のことなので共同作業や日役で行っている。当たり前のことを地域でやっていると、継続も難しいし、つながりも持てないのかなと感じる。地域でみんながささやかな役割を持つ、小さいことの積み重ねが大切で、すぐに年齢の高い方と小学校や保育園の子がつながるかという無理に思う。障害者の施設に居た時、障害者の方が怖いと思っておられる人もいた。やはり触れ合う機会を設けて、小さい頃から日常生活の中でつながって来ないと払拭できない。美山の方は雪が多く、美山から京都に向かって働きに出ることはあるが、その反対で美山まで働きに来てもらうことは難しい。地域性もあり、ハンディのあるところ、無いところ、それぞれを活かしながら活動していきたい。人と人がつながりながらやっ

かないと、いろんな問題は解決しないと思う。

委員長 : 地域の格差があるという話だった。

J委員 : 3年計画となっているが、予算的なことはどうなっているのか。事業としてやっていくための裏付けはあるのか。

事務局 : この計画に則り、予算化はしている。すべて高齢福祉課が担当の内容ではないので、この3年間で各部署においても予算を確保し進めている。介護保険の各事業についても、予算を確保し、計画に合うように進めているところである。

A委員 : 介護認定審査会については平準化されてきた。この報告の文書の中で、気になる部分がある。「審査会の判定結果が被保険者のサービス利用に直結している。」と書かれているがそれは違うと思う。介護認定審査会はサービスの内容にまでは関与しないので、誤解のないようにしてもらいたい。もう一つはケアプランのチェック、見直しについて、これは絶対にして欲しい。介護認定審査会は公平にしているのにサービス利用に偏りがある。通所サービスはいっぱいだめだと言われたりするが、本当にそれだけ通所サービスが必要なかどうか、ケアプランで見直しをしてもらわないと、介護保険料にもかかわってくる。当然、利用者や家族とも軋轢が生じると思うが、それは乗り越えてもらうようお願いしたい。片や一方は船井医師会員でもあり、在宅医療の事業計画の中に、看取りまでが書かれている。当然必要とは思いますが、平成30年3月に厚労省が出した「人生の最終段階における医療の決定プロセス」の改訂などを利用し、エンディングノートだけでは不十分である。医療機関すべてが看取りをして欲しいということになっているので、それを踏まえた議論も必要かと思う。

委員長 : 適正なケアプランについてもこの報告の中にあがっていた。ケアプランの見直しは重要で、料金や施設の充足にも関わってくる。3年後の計画の見直しにつながる。

K委員 : それぞれの立場でのご意見があつたが、行政は上から下りてくる上位法で決められた計画を進めていかななくてはいけない。難しい場面もあるが、現実には介護保険事業の利用を待っている人もおり、予備軍もたくさんいる。地域で見ていくように言われているが、それができないから、こういった保険事業で助けて欲しいというのが利用者の気持ちだ。その辺は粛々と進めてもらうしかないと思う。確かに人材不足の面とかもあるが、ここだけの人材不足ではない。いかに効率よくするか、丁寧も大切だが、ある程度効率も必要ではないか。やり方はすごく丁寧だと思う。細かいきちっと目の届いた施策がされている。効率よく進めるのは難しいが、お互いが認め合ってこういった事業は進めていかないとはいけないと思う。

L委員 : 社協としては色々な福祉関係分野を担っている。社協としては制度の狭間にある住民に対す

る福祉が主体となるところである。業務の中で行政からの委託事業が多くを占めている。行政と社協とが定期的に業務運営についての協議をしながら進めている。福祉分野については、行政が主導と理解しているので、行政の方はイニシアチブを持って進めてもらうことが何よりも大事だと思う。何をやるにしても行政が主導となってもらい、我々の組織も引っ張って行ってほしい。

委員長 : その他にご意見はあるか。

意見なし。

では、その他のところにはいるが、事務局から何かあるか。

事務局 : 今年度、この委員会で6月に地域包括支援センター運営協議会を開催し、今回は計画の進捗状況について報告をさせていただいた。31年度については、計画の中間年となる。7期同様、次の計画策定に先駆けまして、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しようと思う。また在宅介護実態調査も合わせて行う予定をしている。次年度予算については、3月議会で認めていただいた後となるが、地域包括支援センター運営協議会の他にもアンケート調査の実施に向けての検討、また結果について報告をするなど策定委員会を何度かお世話になるがよろしくお願ひしたい。

委員長 : 次年度も何度かこの策定委員会が開かれるということで承知した。

事務局 : それでは、これを持って委員会を閉会させて頂く。ご意見を賜りありがとうございました。人材確保の件について、京都府さんと話し合いをさせてもらいながら、施設さんともこのような方法がある等、ご意見をいただける場を設けさせていただけたらと考える。本日はありがとうございました。